(平成27年度第2回環境影響評価審査会資料)

1	室 つい	古島	市ご	み処	理が	拖 設图	整備基	事業	に俘	る	事後	調	查朝	3告	書	に
	(1)	事業	概要	• • •		• • • •					•••				••	1
	(2)	環境	影響	評価の	の手	続の	(状沉	ļ	:		•••	• • •				4
2		弱港 ·書に			頭地	区)	公有	水面	□埋:	立事	業に	[係	る事	事後	調	查
	(1)	事業	概要			• • • •					•••					7
	(2)	環境	影響	評価の	の手	続の	(状)	ļ			•••	•••				9
3	つい	(仮称) (て) 琉	球ア	ネッ	クス	、開発	計画	画 <i>(</i> こ)	係る	事後	後調	査幸	设告	書	に
	(1)	事業	概要			•••	. .					•••				11
	(2)	環境 [。]	影響	評価の	の手	続の		١								14

宮古島市ごみ処理施設整備事業の概要

- 1 事業名 宮古島市ごみ処理施設整備事業
- 2 都市計画決定権者 宮古島市長 下地 敏彦

※都市計画で決定される都市施設であるため、環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。

【根拠】 沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業者 宮古島市長 下地敏彦

※事後調査の手続きは、都市計画決定権者ではなく、事業者が実施する。

4 実施場所 宮古島市平良字西仲宗根地内

5 事業目的 宮古島市で排出される一般可燃ごみは、現在、昭和52年度に建設された平良工場で 焼却処理を行っているが、近年、ごみ排出量が増加傾向にある中、当該施設は老朽化 による処理能力の低下が著しく、維持管理も含め、大変厳しい状況の中で稼働を行っ ている状況である。このような状況の下、当該施設に替わる新たなごみ処理施設の整 備が急務となっている。

6 施設規模等

(1) ごみ処理施設

事業種: 廃棄物処理施設の設置の事業

処理方式: 准連続燃焼方式(1日あたり16時間運転)ストーカ式焼却炉

処理対象物: 宮古島市域内から排出される一般可燃ごみ

施 設 規 模: 63 t/日 (31.5 t/16h×2炉)

※ 条例対象規模:50 t/日以上

(2) リサイクルプラザ (粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみについて、破砕処理及び機械選別、 手選別等により有価物を回収する施設。)

処 理 方 式: 破砕+選別+圧縮方式

処理能力: 11 t / 日(1日あたり5時間運転)

処理対象物: 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(缶類・ビン類・ペットボトル等)

主要設備: 粗大ごみ破砕機、磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機、

ペットボトル梱包機、ビン類選別機等

付 帯 設 備: 展示室・修理室・視聴覚室等

7 対象事業実施区域の選定経緯

事業予定地の検討については、宮古島における新ごみ処理施設建設計画を開始した平成13年度の「宮古本島ごみ処理施設建設用地選定委員会」で、現ごみ焼却施設平良工場(以下「現工場地」という。)も候補地の一つとして審議された。その経緯から、市町村合併後も現工場地について再度検討を行い、施設外への排水もなく地下水に影響を与えない方式を採用することで、現工場地の全域及び南側隣接地を事業予定地として選定した。

8 処理方式の検討経緯

焼却炉型については、長期にわたる使用に安定的に耐えるものなければならないこと、宮古島市が離島地域であることを踏まえ、「従来型(ストーカ方式・流動床方式)」、「従来型+灰溶融方式」、「次世代型(直接溶融方式・ガス化溶融様式)」)の3案について比較検討を行った結果、過去の実績、運転に対する信頼性、経済性、運転操作性の観点から、現工場と同じ「ストーカ式焼却炉」を採用した。

焼却方式については、災害発生時等の緊急時において、焼却時間の延長により焼却処理量を一定の範囲まで増加することが可能な准連続燃焼式(16時間/日)とした。

9 環境影響評価の手続等の経緯

《方法書手続》

平成20年10月22日 環境影響評価方法書の県への送付

10月27日 方法書の公告・縦覧 (~11月25日まで)

11月17日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

12月9日 住民等の意見書の提出期限

※住民等:環境保全の見地から意見を有する者(地域限定なし)

平成21年1月5日 住民等意見の概要書の県への送付(意見書数:0件)

1月27日 審査会委員現地視察及び専門会議

2月3日 審査会委員現地視察及び専門会議

2月9日 沖縄県環境影響評価審査会での審議(答申案の審議)

2月25日 審査会からの答申

3月5日 方法書に対する知事意見提出

《準備書手続》

平成24年1月23日 環境影響評価準備書の県への送付

5月7日 準備書の公告・縦覧 (~6月5日まで)

5月24日 説明会の開催

6月19日 住民等の意見書の提出期限

6月27日 住民等意見概要書の県への送付(意見書数:7通(16件))

6月29日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

" 沖縄県環境影響評価審査会での審議(事業者説明及び質疑応答)

9月11日 審査会委員現地視察及び専門会議

9月14日 沖縄県環境影響評価審査会での審議(答申案の審議)

10月3日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

10月12日 準備書に対する知事意見提出(意見提出期限:平成24年10月27日)

《評価書手続》

平成24年11月28日 環境影響評価書の県への送付

12月21日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

沖縄県環境影響評価審査会での審議(答申案の審議)

平成25年1月8日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

1月11日 評価書に対する知事意見提出(意見提出期限:平成25年1月15日)

2月12日 補正した環境影響評価書の県への送付

2月19日 評価書の公告・縦覧(~3月20日まで)

平成25年6月18日 工事着手(平成25年6月17日 工事着手届出書を県に提出)

平成26年1月7日 一般廃棄物処理施設設置届出書を県に提出

《事後調査手続》

平成26年5月15日 事後調査報告書の県への送付

5月19日 事後調査報告書の公告・縦覧(~6月17日まで)

5月22日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

"沖縄県環境影響評価審査会での審議

6月6日 審查会委員現地視察

6月13日 沖縄県環境影響評価審査会での答申案の審議

7月18日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

7月30日 事後調査報告書に対する知事意見提出

平成27年5月15日 事後調査報告書の県への送付

5月29日 事後調査報告書の公告・縦覧(~6月29日まで)

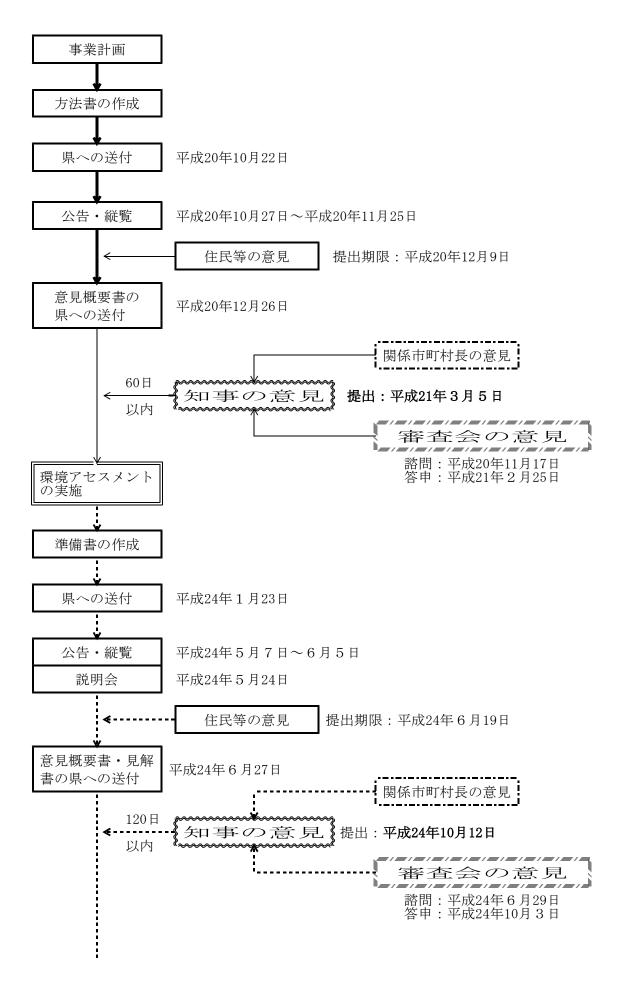
5月28日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

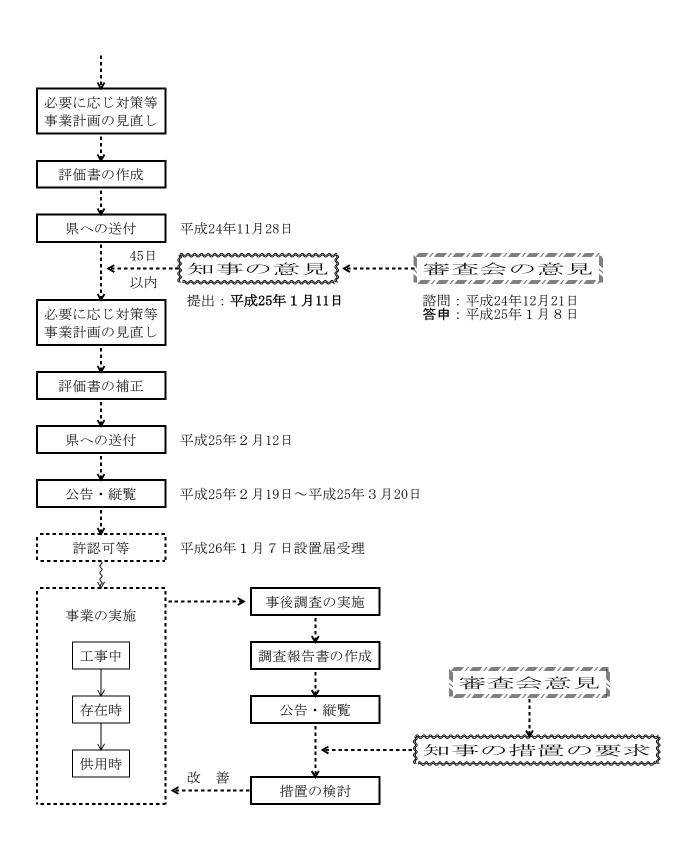
6月9日 審査会委員現地視察

7月28日 沖縄県環境影響評価審査会での答申案の審議

月 日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申 月 日 事後調査報告書に対する知事意見提出

宮古島市ごみ処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ





那覇港(浦添ふ頭地区)公有水面埋立事業の概要

- 1 事業名 那覇港(浦添ふ頭地区)公有水面埋立事業
- 2 事業者 浦添市土地開発公社 理事長 野口 広行 那覇港管理組合 管理者 翁長 雄志
 - ※事後調査報告書の事業者名に内閣府沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務 所が記載されているのは、埋立完了後の道路用地及び護岸用地において上物整 備を行っており、事後調査の一部を担っているため記載されている。
- 3 事業場所 浦添市字仲西ソミザ626の3番地地先から 同市字城間和奈12番地地先に至る公有水面

4 事業目的

本事業は、那覇港港湾計画(平成15年3月改訂)に基づく浦添ふ頭地区の整備として緊急性の高い用地造成を行うものであり、港湾関連交通の円滑な流通基盤の整備並びに沖縄島の物流・観光産業を支援するための臨港道路(浦添線)の整備、当該道路用地背後における都市機能用地の整備、港湾機能を支援するための緑地及び護岸用地の整備を目的とする。

5 事業概要

- (1) 事業種類 公有水面の埋立
- (2) 事業規模 約 18.3 ha (方法書時:約 25.1ha、準備書時:約 22.2ha)
 - ·浦添市土地開発公社:約 16.0 ha
 - •那覇港管理組合:約 2.3 ha

6 環境影響評価手続の経緯

○方法書手続

平成18年2月7日 環境影響評価方法書の県への送付 5月26日 方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

平成19年10月30日 環境影響評価準備書の県への送付平成20年5月20日 準備書に対する知事意見の提出

○評価書手続

平成20年7月11日 環境影響評価書の県への送付 8月22日 評価書に対する知事意見の提出

平成20年9月19日 補正評価書の県への送付

9月20日 補正評価書の公告

9月24日 補正評価書の縦覧 (~10月23日)

平成21年4月24日 工事着手届出書の送付

●事後調査報告書手続

【工事中】

平成22年9月16日 平成21年度事後調査報告書の県への送付

9月24日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問 11月22日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

11月26日 環境保全措置要求の提出

平成23年10月18日 平成22年度事後調査報告書の県への送付

11月29日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問 12月26日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

12月28日 環境保全措置要求の提出

【施設等の存在及び供用】

平成24年11月28日 平成23年度事後調査報告書の県への送付

12月21日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

平成25年1月30日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

2月7日 環境保全措置要求の提出

平成25年12月9日 平成24年度事後調査報告書の県への送付

12月20日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

平成26年3月26日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

3月28日 環境保全措置要求の提出

平成26年11月14日 平成25年度事後調査報告書の県への送付

11月19日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

平成27年1月29日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

2月6日 環境保全措置要求の提出

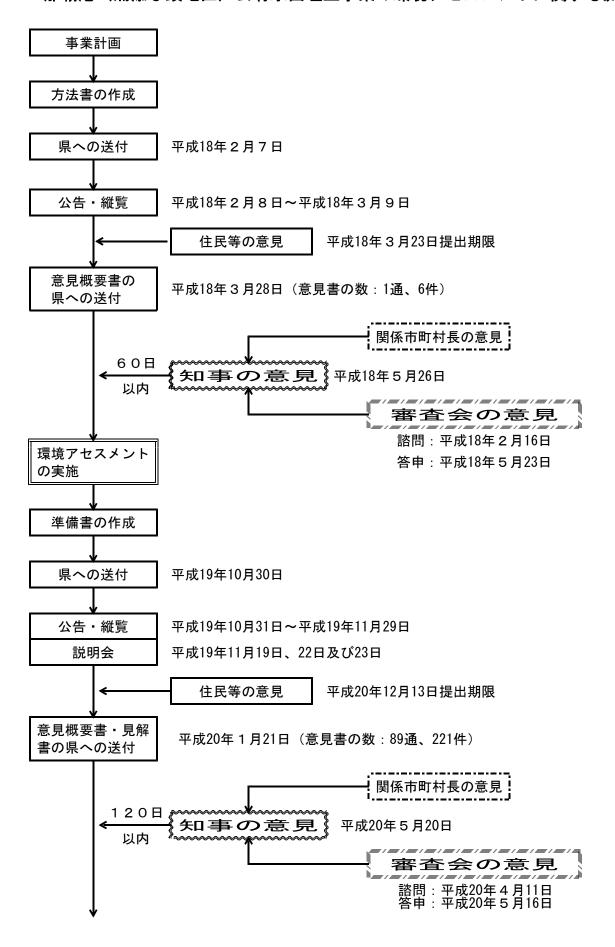
平成27年7月7日 平成26年度事後調査報告書の県への送付

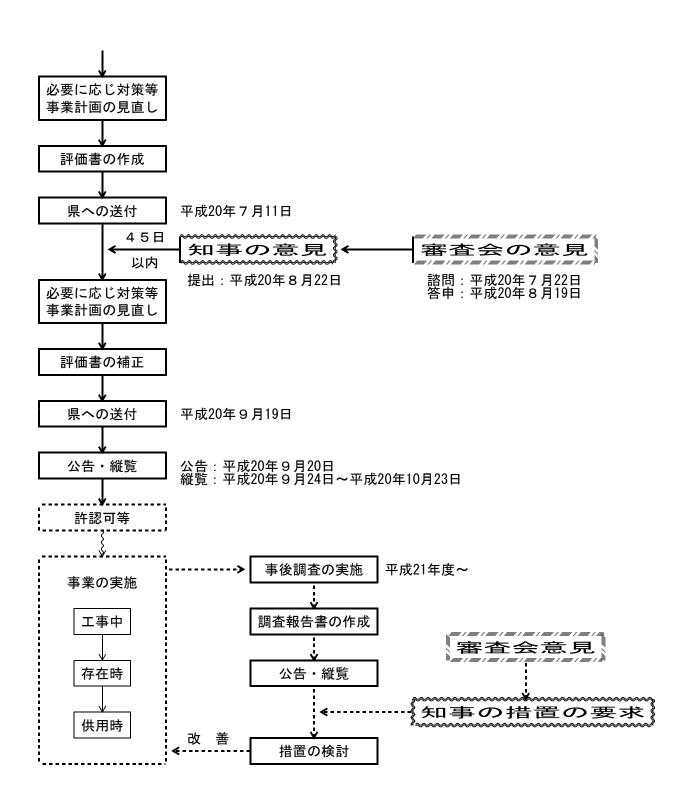
7月8日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

平成27年 月 日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申

月 日 環境保全措置要求の提出

那覇港(浦添ふ頭地区)公有水面埋立事業の環境アセスメントに関する流れ





(仮称) 琉球アネックス開発計画の事業概要

1 事業名 (仮称) 琉球アネックス開発計画

2 事業者 株式会社玉城園地 代表取締役 椿 勝

3 施行場所 南城市玉城字中山嵩原1422番地 他248筆

4 事業概要

(1) 事業目的

計画予定地に隣接する琉球ゴルフ倶楽部は、旧米軍施設(知念補給地区)の跡地利用として計画され、その第一期開発として昭和53年に完成開場した。本事業計画はその跡地利用の第二開発計画として位置づけられ、18ホールのゴルフコース及びクラブハウス等施設を新設するものである。

本事業計画は増加するゴルフ場のニーズに対応するため計画され、県民の健康増進及び余暇活動の場を提供することを目的とする。また、本ゴルフコースの開場によって、雇用の創出と定住促進、南城市の入域観光者数の増加など、地域の経済活動、観光産業などに寄与し、農村の活性化に貢献することができるものと考えるとしている。

(2) 事業規模 約 33.8 ha

※環境影響評価書の段階では、約40.4haであったが、減少させている。

(3) 事業内容 ゴルフ場の建設の事業※

- ・ゴルフ場(18ホール、パー58)、クラブハウス、管理施設等の建設
- ・コース総延長2,943m

※沖縄県環境影響評価規程別表第1の9「レクリエーション施設の建設」 沖縄県環境影響評価条例別表の11「ゴルフ場の建設または変更の事業」

(4) 事業実施計画、施設利用者数

事業実施計画

争未关旭前回						
	区分	面積 (m2)	割合(%)			
コース用地	フェアウェイ	42, 152. 43	12.47			
	ラフ	15, 777. 31	4.67			
	グリーン	8,652.44	2.56			
	ティグラウンド	4, 992. 24	1.48			
	バンカー	1, 551. 91	0.46			
	小計	73, 126. 33	21.64			
カート及び管	理用道路用地	13, 209. 24	2.95			
進入路及び駐	車場用地	6, 367. 08	1.41			
練習場用地		383. 20	0.80			
クラブハウス	用地	540.01	1.01			
カート収容施	設用地	608. 99	0.18			
法面用地		360.76	0.11			
緑地用地		1, 079. 68	0.32			
	残地樹林地	54, 765. 41	16. 20			
調整池用地	造成樹林地	187, 570. 45	55.49			
		242, 335. 86	71.69			
合計	•	338, 011. 15	100.00			

施設の利用者数 (予定)

	平日	土・日・祝祭日	合計		
年間来場者数	23, 128 人	31,416 人	54,544 人		

(5) 造成計画 切土量 71,772 m³

盛土量 165,261 m³

(6) 施工期間 平成25年2月1日~平成26年1月16日

(7) 供用開始 平成27年4月25日

5 経 緯

(1) これまでの経緯

・昭和49年11月30日 米軍施設 知念補給地区の返還

・ 〃 12月26日 知念補給地区跡地利用対策委員会を発足

・昭和50年3月29日 ㈱玉城園地の計画するゴルフ場を委員会において、誘致決定

・ 〃 8月1日 玉城村議会臨時会において誘致について議決

・ 〃 10月15日 県土保全条例に基づく開発行為事前協議書提出

開発面積:163ha (第1期:117.3ha、第2期:52ha)

・ 〃 11月27日 開発行為事前協議を承認(県→事業者)

・昭和51年4月13日 県土保全条例に基づく開発行為許可申請書提出

リ 6月16日 開発行為許可(開発面積:169ha)

"8月1日 造成工事着手(第1期)

昭和53年3月30日 工事完了(第1期)

・ 〃 5月1日 27ホールで供用開始(琉球ゴルフ倶楽部)

・平成2年10月16日 開発行為事前協議の申し出(第2期)

(玉城村字中山与玉原1270番地 他289筆) ※

※今回申請の40haを含めて事前協議を実施

・平成3年3月29日 同事前協議の回答(知事→事業者)

・ 〃 5月1日 土地の借地について地主会との協議不成立

・平成10年1月20日 地主会と土地の借地について協議成立

リ 7月 ゴルフコース増設計画について設計コンサルへ依頼

・平成11年12月21日 開発計画概要書を玉城村へ提出

・平成12年4月3日 県土保全条例に基づく開発行為基本許可申請書提出

環境影響評価手続きの実施(下記、「(2)沖縄県環境影響評価規程に基づく手続き」参照)

・平成15年10月23日 開発行為の許可

※約40.4haについて許可がおりる。

(2) 沖縄県環境影響評価規程に基づく手続

・平成12年7月3日 環境影響評価準備書の公示・縦覧(~8月17日まで)

・ 〃 7月4日 環境影響評価準備書の県への送付

・ 〃 7月9日 準備書の住民説明会の開催

・ ッ 8月17日 住民意見の提出期限

・ 〃 8月31日 関係地域住民の意見概要の提出

・ 〃 12月1日 準備書に対する知事意見

・平成13年4月3日 環境影響評価書の県への提出

" 5月1日 環境影響評価書の公示・縦覧(~5月31日まで)

- ○当該事業は、沖縄県環境影響評価条例附則第2項に基づく経過措置案件に該当、同項第6号の規定に基づき評価書の公告及び縦覧の手続きを経たものとみなす。
- (3) 沖縄県環境影響評価条例に基づく手続
 - · 平成25年1月31日 工事着手届出書提出(平成25年2月1日工事着手)
 - 平成27年5月26日 工事完了届出書提出(平成27年1月16日工事完了)
 - ・ 平成27年6月29日 事後調査報告書の県への送付
 - ・ 7月1日 事後調査報告書の公告・縦覧(平成27年7月30日まで)

(仮称) 琉球アネックス開発計画の 環境アセスメントに関する流れ

